

お知らせ

コロナウイルス対策について

陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

(有)築館クリーンセンターでは、新型コロナウイルスの感染者数の継続的な拡大を受け、事業継続に対する取り組みとして、2020年4月16日における政府からの全国へ向けた緊急事態宣言の発令も踏まえ、政府及び自治体の方針や要請に従いながら適切な感染予防対策を下記の通り講じ、取り組んでおります。

お客様に対してもご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

【感染対策】

① 石鹸による手洗いと消毒の励行

休憩室や事務所への入退室時に手洗い、消毒を行う。手洗いをしていない者に対しては積極的に声がけを行う。また、みだりに素手で顔などを触らない。

② 基礎的な健康管理

毎日出勤前に体温測定を行ってから出勤し、報告、記録する。37.3℃以上の発熱があった場合には会社に連絡の上自宅待機とする。37.3℃以下でも平熱と比べ明らかに体温が高い場合には同様とする。家族などで発熱者や、感染者発生場所への出入り等が判明した場合、速やかに会社に報告する。

③ マスクの着用

常時マスクを着用する。特に他人に話しかける場合には飛沫の飛散を防止するため、必ずマスクを着用し不必要に接近しないこと。必要がない場合には、閉鎖された室内等に複数人数で入らない。

④ 換気の確保

事務所、休憩室の窓はできるだけ開放し、十分な換気量を確保する。給湯室、更衣室など狭い部屋については特に換気を確保し、複数人数で立ち入らない。

⑤ 接触部分の消毒

スイッチや重機等の操作レバー、ドアノブなど接触部分の消毒を徹底する。重機、車両については乗車時に扉を開放し、内部の換気を十分に行ってから乗車する。

⑥ 来客、訪問の自粛

年次視察や商用等で来社を希望される場合、不要不急であればお断りをしたり、マスク着用の上、屋外で十分な距離を確保したうえで対応するようにする。もし事務所等屋内に立ち入った場合は、机、ドアノブなどを消毒する。

他社への訪問を要請されたり、社用で外出するときなどやむを得ない場合には、原則一人で訪問する。

⑦ 事業所、事業部間での往来禁止

感染拡大予防のため、事業所間での人員の往来を原則禁止する。また、各事業所内管理事務所と現場事務所の往来も原則禁止する。

以上